

＜実績報告書提出にあたっての注意点（改修用）＞

1. 実績報告書の添付書類についての留意事項（改修用）

添付書類	留意事項
① 住民票の写しの原本	必ず改修した住宅の所在地に住所がある住民票を提出してください。また、発行後1ヶ月以内のものを提出してください。
② 検査済証の写し (建築基準法に基づくもの)	建築確認申請の必要がない住宅の場合は不要です。
③ 工事監理報告書の写し	建築士法に基づく様式で、建築士が作成するものがが必要です。
④ 完成した住宅の写真 (カラー印刷可)	外観(1枚以上)及び内観(1枚以上)が、それぞれわかるものを提出してください。カラー印刷も可能です。なお、 <u>白黒印刷や不鮮明な物は認められません。</u>
⑤ 補助対象事業に要する経費を支払ったことがわかる書類 (領収書又は通帳の写し)	<u>品目、金額及び支払い先(請求先)がわかること。</u> 通帳のコピーでも可能ですが、 <u>品目、金額及び支払い先(請求先)がわからないものは、認められません。</u>
⑥ 省エネ基準に適合していることを示す書類の写し (いずれか一つ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)の規定に基づく「現況検査・評価書」(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合することがわかること。)の写し *平成28年4月1日時点で現存する住宅の改修の場合は、一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合することがわかること。)の写し 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づく「BELS」(ベルス:建築物省エネルギー性能表示制度)による省エネルギー基準(星マーク2つ以上であること。)の認証の写し *平成28年4月1日時点で現存する住宅の改修の場合は、(星マーク1つ以上であること。)の認証の写し
⑦ 劣化対策が行われていることを示す書類の写し (いずれか一つ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 品確法の規定に基づく「現況検査・評価書」(現況検査により認められる劣化事象等の状況が全てa判定であること。)の写し 2 独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット35の「適合証明書」の写し 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく、「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写し

2. 実績報告書の提出期限等について

【提出期限】

○平成31年1月16日（交付の決定の日）より前に補助対象事業が完了した場合

平成31年2月15日（県必着）

○平成31年1月16日（交付の決定の日）にまだ補助対象事業が完了していない場合

補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は平成31年3月31日のうち

どちらか早い日（県必着）

*補助対象事業の完了の日は、改修した住宅の工事が終了し、改修した住宅に転居した日をいいます。なお、改修した住宅の工事が終了するよりも前に転居した場合は、改修した住宅の工事が終了した日になります。

【提出先】岐阜県都市建築部住宅課住宅企画係

【提出部数】1部

【提出方法】

○郵送の場合

〒500-8570 岐阜市数田南 2-1-1

岐阜県都市建築部住宅課住宅企画係宛て

（個人情報ですので、簡易書留、レターパックなどを御利用ください。）

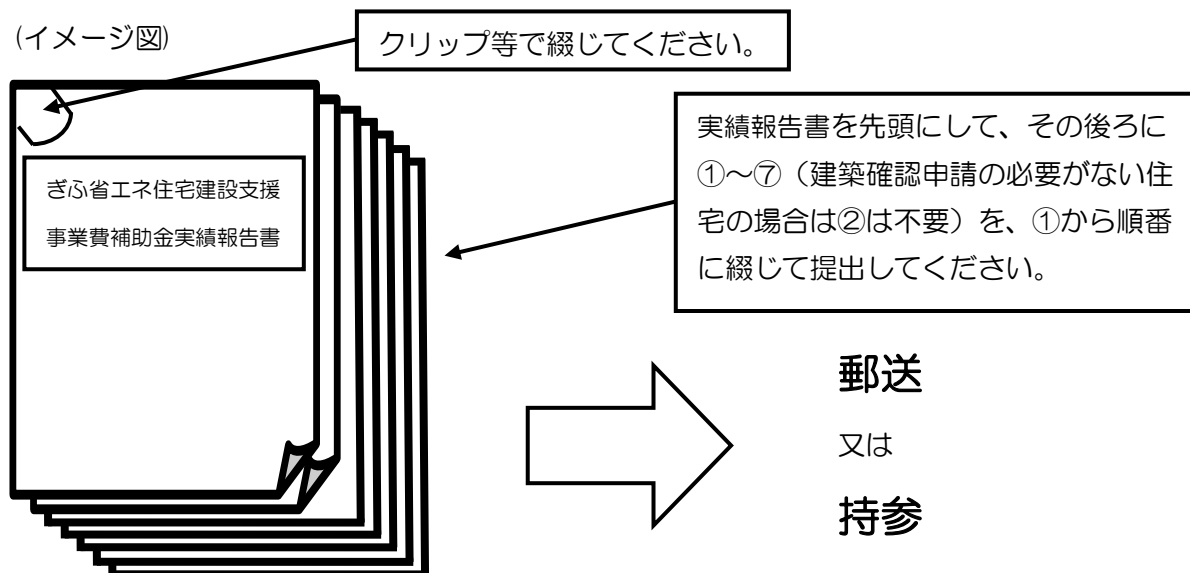
○持参の場合

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

3. 添付書類の綴じ方について

添付書類①～⑦（建築確認申請の必要がない住宅の場合は②は不要）を、実績報告書の後ろに、①から順番に左上にクリップ等で綴じていただき、郵送又は持参のうえ提出してください。

（イメージ図）



4. その他

実績報告書の提出がありましたら添付書類等を審査し、要件を満たすと認められた場合は、額の確定通知を送付します。（実績報告書を受理してから、多少前後しますが概ね1ヶ月程度）

額の確定通知が届いたら、添付の案内文をご確認いただき、補助金交付請求書を岐阜県に提出してください。補助金交付請求書を提出されない場合は、補助金が交付されませんので注意してください。